

あなたの会社は大丈夫？

# 電子帳簿保存法と実務

令和4年1月に改正電子帳簿保存法が施行され、国税関係の帳簿・書類のデータ保存について、抜本的な見直しが行われました。

ただし、令和3年12月に発表された令和4年度税制改正大綱において、電子取引に関するデータ保存の義務化については2年間の寛恕措置が設けられましたが、令和6年1月からは対応が必要となります。本セミナーで電子帳簿保存法について学び、必要な対策をしっかりと行いましょう。

## 【講座内容】

- ◆電子帳簿保存法とは？
- ◆電子帳簿等保存・スキャナ保存・電子取引について
- ◆実務への影響とその対応 など



日時

令和4年**12月12日**(月) 13:30~15:30

場所

潟上市商工会 本所(潟上市昭和大久保字元木田12-1)

講師

税理士法人日本未来経営 税理士 鈴木 典男 氏

定員

20名

申込

12月7日(水)までに下記の申込書にご記入のうえFAXを送信  
いただくか、お電話でお申込みください。

商工会 本所(TEL877-3456) / 広域指導センター(TEL878-2420)

お問合せ

潟上市商工会 広域指導センター TEL:878-2420 (担当:千葉・藤原)

### 《新型コロナウイルス感染予防に関するお願い》

受講の際はマスクの着用をお願いいたします。微熱や感冒症状のある方は受講をお控えください。

## 12/12(月)「電子帳簿保存法セミナー」受講申込書

潟上市商工会 行き (FAX : 878-2439)			
事業所名		TEL	
受講者名①			
受講者名②			